



スキマタイムズ

もっとお互いを理解するための場や時間を

日本自立生活センター-自立支援事業所 2019年9月26日発行第102号



第40回 京都福祉まつり

日時 2019年10月20日(日) 11:00-15:30

スポーツの秋

障害物競走
ボッチャ など

ステージ

盆踊り・音楽
防災に関する講演
など

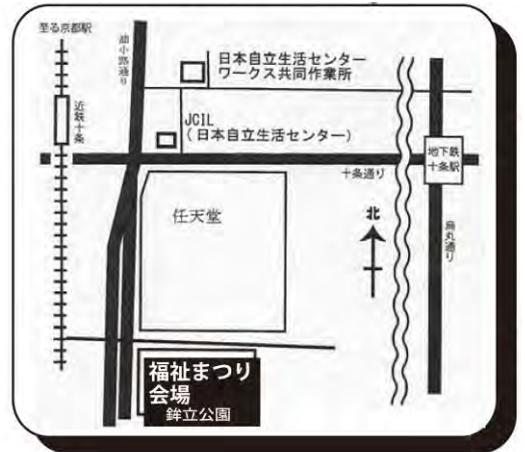
模擬店

牛丼・パン
ピピンバ など
その他いろいろあります

場所 鉾立公園グランド
京都市南区上鳥羽鉾立町

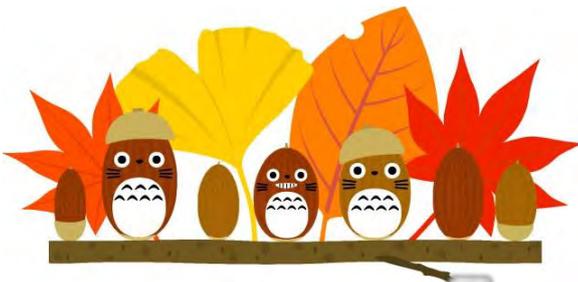
最寄駅 近鉄京都駅十条駅(約550m)
地下鉄烏丸線 十条駅(約650m)

主催 京都福祉まつり実行委員会
(問い合わせ先 日本自立生活センター 075-671-8484)



こころとからだをすっきり！ヨガタイム

ヨガで自分の身体と向き合ってみませんか？ヨガの目的はきれいなポーズをとることではありません。その日の身体がどんなふう動くか動かないか、意識を自分に向ける時間です。呼吸が深くなり、肩こり、腰痛、疲労感もやわらぎます。もちろん腰痛予防にもいいですよ！ぜひ参加してみてください♪ 講師は石田久美さんです。



★ヨガ：全身をうごかすヨガ
日時：10月21日(月)
17:00-18:15 (OPEN 16:45)
場所：油小路事務所2F
持ち物：動きやすい服装・タオル・飲み物
参加費：無料

*このヨガクラスは、JCIL自立支援事業所の利用者と家族・介助者を対象にしています。

日本自立生活センター-自立支援事業所 編集担当:岡山・春木

TEL:075-682-7950 E-mail:jcil-kyoto@jcil.jp URL:http://www.jcil.jp/zigyosho/index.html

『道草』上映会！

見逃したあなた！ 無料上映会が京都アバンティでありますよ
上映後には、監督の講演も

10月8日（火）13：00～

龍谷大学アバンティ響都ホール（京都アバンティ9階）

■入場無料 ■定員300名 ■要申込 10/1（火）まで

申込先 京都市居宅介護等事業連絡協議会：事務局

FAX 075-441-5291



シリーズ カラダをまもる

季節の変わり目

気をつけて

気温も下がってさわやかな秋。

「夏場よりも過ごしやすいはずなのに、なぜか体調を崩しやすい」と
感じていませんか？

秋の体調不良の原因は…

◇夏の疲れ ◆急激な気温の変化 ◇空気の乾燥 ◆日照時間の減少

などが考えられます。

寒暖差の激しい秋は自律神経のバランスが崩れやすく、「なんとなく身体がダルイ」「胃腸の調子が悪い」「疲れやすい」「頭痛」といった体調不良を起こしやすいのです。

身体を温めよう

暖かい飲み物やみそ汁、スープなどを飲む。

お風呂に入るときは、お湯にゆっくりとつかる。

生姜など身体を温める香辛料を料理に使う。

小松食堂

アンケートBOXを小松食堂の時に
置いています。
リクエストお待ちしております！

十月の献立

三日（木）

ご飯

お味噌汁

惣菜いろいろ



二十八日（月）

焼き魚定食



どなたでも参加できます。
場所は「松の間」
いずれも一七時から

参加費 三二〇円

総合支援法が改正されるよ！？ えっ、ほんま？ Part77

自立生活満喫中のリツコさん
でもあんまり難しい話は苦手…



朝晩は、だいぶ涼しくなってきたねー。

このコーナー、久しぶりだね。
今日はなんのお話だろう？

あの裁判のことね。確か5月に仙台地裁で判決が出ていたね。でも、ちょっと難しい、というかややこしかったなあ。

どんな判決だったっけ？

大事なことを言ってくれたのね。
でも、「不当判決」とも言われたよね？

ん！？どういうこと！？議論が不十分だったから、救済されなくても仕方ないってこと！？

障害者制度改革について
勉強中のタクオさん
小難しいこともやさしく(?)解説



うん。季節の変わり目で、風邪をひきやすい時期だから、気をつけないとね。

今日は、旧優生保護法にもとづいて行われた強制不妊手術の裁判のことを話そうと思う。一回では終わらないかな。

そうだね。今、全国、7カ所の地方裁判所で20人の人たちが原告として闘っている。5月28日の仙台の判決は、その中で最初の判決。そして判決の内容も確かにちょっとややこしい。

まず「子を産み育てるかどうかを意思決定する権利は、人格的生存の根源に関わるもの」とはっきり言ったの。そして、1996年になくなった(母体保護法に改正された)旧優生保護法下の強制不妊手術は、被害者の「幸福の可能性を一方的に奪い去り、個人の尊厳を踏みにじるものであった」として、違憲であったと裁判所が確かに認めたの。これはこれでとても画期的なこと。

そうそう。強制不妊手術は憲法違反だった。これは認めたの。そして、国会には被害者を救済する法律をつくる必要不可欠がある、ということも認めたの。でもね、国会が救済法をつくることはまだ議論が不十分で、そんなに「明白」ではなかったよね、だから国の責任は問えない、よって被害者たちの請求は却下です！ってなったの！

そう。そこがひどい判決。
ややこしいことがいっぱいだから、また次回に詳しくー。

第57弾 居場所づくり勉強会 第2回フィリピンの報告会に参加して

阪本 林太郎

8月20日、第57回居場所づくり勉強会として、第56回に引き続き、「南北問題」に関する勉強会(三回の予定の内の二回目)が行われました。南北問題というのは、地球の南側に位置する貧しい途上国と北側の豊かな先進国との間にある経済格差のことです。

私は、築瀬仁志さんが企画したツアーに参加し、今年の夏に「北」の日本から「南」のフィリピンへ行きました。今回の勉強会では、まずその報告をしました。「途上国の貧困」という漠然とした大問題について、私自身が「絶対的貧困」のただ中に暮らしている人たちと交流してきた経験をお話することで、少しでも具体的に知ってもらえました。

次に築瀬さんから『なぜ世界の半分が飢えるのか』、『バナナと日本人』という本の紹介がありました。一冊目は、途上国における食糧不足の発生と、先進国や多国籍企業、更にはそこで恩恵に浴して生活している人々(私たち)との関係を解き明かした本だそうです。自分の報告が終わった解放感からか、話が頭に入ってこなかったのも、自分で読んでいます……。二冊目は、日本で消費されているフィリピン産のバナナが、日米の多国籍企業の下、どのような人々により、どのような土地で、どのような労働条件で生産され流通しているかということを追った本です。今夏のツアーでも、多くの貧しい農家がココナッツの生産に従事しているアラバット島というところを訪れたのですが、この本はそこで会った人たちの境遇を想像する助けになりそうです。

私は誰かを苦しめることにはできるだけ加担したくないです。けれども、そのために加害性に塗れた自分を知ることは苦しく、逃げたくなります。観念の袋小路で自分を痛めつけることによって満足しないためにも、楽しかったフィリピンでのことを思い出したり、また会いに行ったりしつつ、具体的な、私にもできる貧困削減のための試みについて考え・実践し続けたいです。



2019 アクセス関西ネットワーク集会 in 神戸 バリアフリー法改正から1年 当事者評価から見た好事例と課題

★★ 内容 ★★

アクセス関西表彰(調整中) / 地域取組報告 / O×クイズ!(法改正から出題)

【記念講演】「当事者評価から見た好事例と課題(仮称)」

講師: 尾上浩二さん(DPI日本会議 副議長)

発題: 六条友聡さん(茨木・ぼぼんがぼん)

◆日時: 10月10日(木) 13時30分から(受付13時から)

◆会場: 神戸市勤労会館 (神戸市中央区雲井通5-1-2 TEL 078-232-1881)
JR・阪急・阪神・地下鉄・ポートライナー「三宮」駅 徒歩5分

◆資料代: 500円

◆申込: JCIL 本体(担当: 立林、大藪)

TEL: 075-671-8484 FAX: 075-671-8418 E-mail: jcil@cream.plala.or.jp

◆主催: アクセス関西ネットワーク